

## 阪南市空家等対策計画（第2期）改訂 概要版

### ○ 阪南市空家等対策計画（第2期）改訂の背景

本市の空き家対策については、平成29年4月に策定した「阪南市空家等対策計画」に基づき実施し、計画期間が満了となった令和4年3月に本計画2期を策定し、引き続き空き家対策を推進しています。

今般、令和5年6月に空家等対策の推進に関する特別措置法が改正（令和5年12月13日施行）され、空家が周囲に悪影響を及ぼす前に有効活用すること、適正な管理を総合的に強化することなどが定められました。

このため、本市としても、空家に関する対策の強化を図るため、阪南市空家等対策計画（第2期）を改訂します。

### ○ 阪南市空家等対策計画（第2期）改訂の内容

#### (1) 空家等活用促進区域の設定

市町村が重点的に空家等の活用を図るエリアを「空家等活用促進区域」として定めることが可能となりました。必要に応じ、特定行政庁と協議のうえ、「空家等活用促進区域」を定め、空家等及び空家等の跡地の活用促進を図ります。

#### (2) 空家等管理活用支援法人の指定

市町村が、空家の活用や管理に取り組むNPO法人、社団法人、会社等を「空家等管理活用支援法人」に指定できるようになりました。必要に応じ、「空家等管理活用支援法人」を指定し、所有者等に対して、管理又は活用の方法に関する情報提供や相談など、必要な援助を行います。

#### (3) 管理不全空家の新設

空家の増加が見込まれる中、周囲に悪影響を及ぼす「特定空家」となる前の段階の対応として、「管理不全空家」が新設されました

所有者等に勧告した管理不全空家の敷地の用に供されている土地については、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例適用対象から除外します。

#### (4) 緊急代執行の新設

特定空家の措置をより円滑にできるようにするため、緊急時において命令等の手続を経ず代執行が可能となり、また、略式代執行時においても、強制的な費用徴収が可能となりました。

#### (5) 相続財産清算人の請求

空家等の所有者が不在、不明である場合、空家等の適切な管理のために特に必要があると認めるときには、市町村も選任請求が可能となりました。必要に応じ、同制度により空家の活用促進を図ります。